

平成26年度 はなのこみち事業報告書

『共同生活援助事業・相談支援事業』

社会福祉法人 ばなな サポートセンター はなのこみち
文責：管理者 松本 三貴

1、入居者受け入れ状況等

- 1、体験入居者 : 平成26年12月 1日～ 3日 男性入居者 1名
平成27年 2月18日～19日 女性入居者 1名

(2名とも同法人日中事業所通所者のご家族の急用が出来て、ショートステイ利用が出来なかった為)

- 2、利用契約 : 平成26年 5月 1日付 女性入居者 1名
(前年度、家族の入院により、体験入居をされていた方)

- 3、利用契約解除 : 平成26年 4月18日付 女性入居者 1名
(約1年間の单身生活の支援を行政機関とともに、单身生活支援の体制が出来た為)

平成26年 6月30日付 男性入居者 1名
(夜間の救急病院へ行く数が増え、その度に受診し、受診後、ホームに帰ってくる体の負担が大きくなってきた。本人は、不調時には、救急対処のみでなく、入院を希望されていた。看取りまで対応できる介護保険適応の事業所があった為に、そちらに転居。緊急時に医師が駆けつけてくれる事業所としてもご本人が選ばれた。)

- 4、平成26年 3月31日付の入居状況 (定員10名)

ともの家 : 男性 5名 : 空き室 1室
サポートセンター はなのこみち : 女性 4名

5、支援体制

退去者、区分変更に伴い職員の配置は、その都度、変更を行った。支援体制は、前年度と変わらず、

※4:1の日中支援体制 (入居者4人に対して常勤換算で1人の世話人を配置する)

※夜間支援体制は、男性支援員1名、女性支援員1名の配置

2、入居者支援の具体的内容

- 1、1日の流れにあわせた支援

6:00～8:00 朝の支度 心身状態の確認
朝食中の見守り、服薬確認、排泄支援、着替え

体調確認（検温、血圧、睡眠・排泄状況等）

| | |
|--|---|
| 8：30～9：10 | 各事業所に通所 引き継ぎ報告 通所準備（衣類調整の声かけ・持ち物確認） 洗濯・掃除、共同スペースの片付け |
| ※体調不良者への対応：病院付き添い、昼食準備、服薬確認、入院されている方への支援 | |
| 16：00～18：00 | 各事業所より帰宅 心身状態の確認 入浴介助、洗濯、自由時間：移動支援を利用して、散歩・買い物 |
| 18：00～ | 夕食の見守り、服薬確認 |
| 19：30～22：00 | 自由時間（毎週金曜日は、ティータイム：希望者のみ参加） 就寝準備 入浴後の洗濯 就寝前のトイレ誘導、就寝前の服薬確認、明日の支度等 |
| 22：00～ 6：00 | 夜間の見守り ※夜間に体調不良者が出た場合、救急病院への対応 |

2、 入居者の健康管理

- ① 毎日のバイタルチェック（検温、血圧測定）
各事業所への連絡（事業所から戻ってきてから事業所へ行くまでの出来事を連絡する）
- ② 食事：誤嚥防止の見守り、食前・食後の服薬確認を行う。食後の口腔ケア。
- ③ 排泄：排便状況による薬の調整（医師の指示あり）、排便の有無により頓服使用（医師の指示あり）
- ④ 入浴：洗髪、洗体の介助を行う。皮膚の衛生面を保つ。
- ⑤ 定期受診：安定した心身を保てるように受診する（移動支援の通院を利用する）
（内科、呼吸器系、精神科、耳鼻咽喉科、歯科、口腔センター）
○太田医院往診継続：男性 5名 女性 2名
一人に対して、月2回の定期的な受診を受けている。早期発見、早期治療に努めている。
○さわまち薬局：医師の処方により出された薬の説明を受け、適切な服薬確認が出来るように提携している。誤薬のないように残薬チェックも定期的に行ってもらい、薬の配達をしてもらっている。病院からの薬で、疑問に思う事については、再度、医師との確認をしてもらっている。（災害時、対応してもらえよう常時の薬受け取りを近所の薬局にしている）

○西村歯科口腔ケア：男性 2名 女性 1名
同法人の日中活動場所へ通所者以外が毎週火曜日（祝日以外）に利用している。
- ⑥ 感染予防：インフルエンザ予防接種希望者のみ、太田医院の往診時に接種した。
（今年度は、日中活動場所2か所へも太田医院の訪問医療で、予防接種を行った）

手洗い、うがい、掃除（トイレ、浴室、居室、手すり等：キセキクリーンを利用）

⑦ 入院状況： ①平成26年 2月20日から 5月19日 阪南病院（精神不安定な状況の為）
⇒引っ越しに応じて、入院期間中、病院と連携して、新しい環境の変化に不安定にならないように、外出・外泊対応を重ねて、本人の変化に対応する状況を確認しながら、転居支援を行った。

②平成27年 1月 2日から 1月12日 ベルランド総合病院（肺炎）
⇒毎日のバイタルチェックでは、予兆をくみ取れず、急激に痛みを訴えて、救急車を呼んだ。検査結果、数値が入院治療の方が良いと医師より判断された。初めての入院であるならば、初日は、付き添いを病院側から依頼された。

③平成27年 1月28日から 3月13日 阪南病院（精神不安定な状況の為）

⇒夜間眠れない日が続く、眠れない夜は、高揚な心身状態となり、他の入居者の睡眠を妨げるような行動が続く、医師に相談し、薬の調整、本人が落ち着いた生活を見出すため入院した。

④平成27年 3月13日から 3月24日 南堺病院（肺炎）
⇒高熱後、太田医院にて往診を2日間受けて、点滴対応ととんぷく薬治療をつづけていたが、熱が下がらず、酸素飽和濃度が90をきった為、救急病院へ行く事をすすめられ救急車を呼んだ。検査結果、即、入院となった。
（肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けていたが、肺炎の重症化となった）

3、社会生活に関わる支援

①日常生活の支援：行政機関への手続き・家族との調整

②金銭管理の支援：本人・家族に代わって日用品の購入を依頼された場合の出勤、病院での支払い、週末の余暇活動費用の準備と使用後の確認、事業所での昼食代金の支払い、本人希望のこずかいを希望時にお渡しする。預かっている通帳記入、出金を代わりに行う。

③緊急対応：休日、夜間の急病に対し、救急病院への付き添い・対応

④余暇活動の支援：1か月単位で、週末の移動支援利用の計画を本人希望に基づいて、契約事業所への連絡調整を行う。

⑤余暇活動：年間行事

8月 1日 はなのこみち屋上にて、PL花火観賞

12月19日 クリスマス会（会食、ゲームを入居者・支援員と共に楽しんだ。）

12月31日 年越しそば

1月 1日 おせち料理 鍋

2月 3日 節分

○1週間に1度、金曜日の夕食後、ティータイムを始め出した。

お茶を飲みながら、おやつを食べながら、入居者・支援員と共にひとときを過ごす。

⑥他機関との連携調整：入居者の個別にあわせて契約事業者とのカンファレンス

- ・日中活動場所が新たにグループホームを設立する為に、転居する入居者の支援の引き継ぎと家族への連絡調整

⑦成年後見人制度の利用：兄弟が司法書士を通じて、手続きを行い、3月初旬に家庭裁判所から後見人：兄として、選定通知が届いた。

4、防災・避難訓練の実施

- ・定期的に消火設備・避難経路の点検を受け、消防用設備を維持する。
- ・校区自主防災訓練実施の参加：6月に小学校で開催されたイベントに希望入居者と一緒に参加した

○平成26年度の反省から平成27年度の課題

1) 避難訓練を定期的に行う ⇒ 平成26年度は、全体的に引っ越しとなり、新しい環境に一刻もなれるよう、入居者の個別生活に応じた支援の確立を優先した。定期的な支援員会議の中で、支援の統一をはかり、入居者・支援員ともに安全に生活が出来る状態を築いて行く事に力をかけた。新年度は、今までの1年間を通して、季節的にも必要な配慮に工夫しながら、入居者が非日常的な事を行う事で不安定にならないような避難訓練の取り組みを入居者・支援員一同で行っていく。

2) AEDの研修 ⇒ 24時間365日、地域に関わっている住まいの場として、緊急事態が発生した場合には、AEDを必要となった方への対応が、どの支援員も出来るように講習を受ける機会を設ける。

(サニー・サイト新聞で清水町にAED設置を発信している)

5、事故防止対策・対応 【個別事案は別紙参照】

環境整備・リスクマネジメントを月1回の支援会議共有。全員で予防策を話あう。法人研修として、リスクマネジメントについて、研修参加職員でリスク防止について考え出す時間の機会を設けた。万が一、事故が発生した場合は、事故報告書を作成し、全職員で事故の原因を確認しあい、再発防止に向けて支援員会議にて、検討し共有する事としている。H26年度の事故件数は2件。

6、職員について

1. 採用及び退職

- ①採用 男性支援員、1名 女性支援員1名 (家庭の事情により再復帰)
- ②異動 女性支援員：1名 (らふたあ登録ヘルパー)

⇒支援員自身の体力の限界によりヘルパー職のみ継続となった。

③退職 男性支援員：1名（誤業）

女性支援員：2名（雇用内容に納得できず、チーム労働として協調性がなかった）

2. 研 修

入居者への理解を深め、適切な支援等が提供できるように、職員の専門性向上を図るため、常に学ぶ姿勢を持ち、積極的に研修に参加する。

- 5月22日 障がい者総合支援制度における指定事業者・施設 集団指導
- 7月23日 法人全体研修：精神に障害がある方への支援について
- 8月20日 法人全体研修：当事者の現状と今後について
- 9月12日 虐待防止の理解と対応のポイント
- 9月17日 法人全体研修：相談支援業務を通じて個別支援計画を考えてみよう
- 10月15日 法人全体研修：ヘルパーを利用して生活することについて
- 2月 6日 障害者への適切な医療提供体制の構築をめざして
- 2月14日 障害・福祉従事者として人権を考える
- 2月25日 法人全体研修：リスクマネジメントと虐待について

7、グループホームの課題

①入居者の高齢化

- ・2次障害が出てきて、生活支援の内容が広がっている。障害支援区分の見直しを行政に届けて支援員配置で運営困難にならないようにする工夫がいる。
- ・医療との連携で、日々の生活が快適に過ごせるように、早期治療と緊急時の対応相談を継続していく。
- ・介護保険への移行について、65歳の年齢に達したら、優先されるサービスとなり、日中事業所での「生活介護」入居者は、介護保険の認定を受けた後、介護区分を選定されると、障害福祉サービスが利用できなくなる。障害特性がある方は、介護保険サービスよりも障害福祉サービスを優先されるとの事だが、年齢的に生活状態に支援が必要となっている方にとっては、今の介護保険への移行は、かなり問題がある。

⇒年齢を重ねて積み上げてきた生活スタイルを変えて行く事には、精神的な面で負担がかかり困惑する事が予測されるので、慎重にその方にとって何が良いのかを考え出し、行政に訴えていく必要がある。

- ・入院時の保証（生命に関する同意）

⇒成年後見人が選定されたとしても、家族の居ない方は、支援側で対応しなければならない。

⇒手術などの同意書等は、医師と入居者に関わる支援者が、その時の最も良い方法を考え出さなければならない。

②ご家族の高齢化

- ・成年後見人制度の必要性 ⇒ 現在も、家族健在の上で、進めている方がいる。
⇒ 家族が居ない方の市長申し立ては、時間が相当にかかる状態である。

③空き室への入居について

- ・当法人入居者、家族へのアンケート調査にて、グループホーム希望者を確認した所、13名の方

が、「いずれは、入居したいが、今すぐでは無い」状態である。今後、空き室にて、体験入居をしていただき、生活のイメージをつけていただき、現入居者との相性も確認しなければならない。入居者の思いとご家族に差があるので、話し合いをして入居を検討していく必要がある。外部からの入居希望があった問い合わせ3件は、お断りをした。

○最後に…

法人本部となる新しい建物への移動で、グループホームの入居者10名の新しい生活が始まった事、ケアステーションらふたあ、相談支援事業所が一体となった一年間でありました。住まいの場であるグループホーム支援員のほとんどは、前事業所から当法人が引き継いだ時から現在までの約3年間、携わってきた。大きな環境の変化の中であっても、入居者が不安定にならないように日々、健康で、安心できる生活を過ごせる為に、支援員は、支援チームとして心と力をあわせて、定期的な支援会議での支援統一をはかり、今の入居者個別の生活スタイルに落ち着きが出てきた事が何よりである。

また、支援員は、ケアステーションらふたあのヘルパー登録もして、移動支援で入居者の余暇活動の支援にも携わる事も行ってきた。楽しめる時間の共有も出来て、生活の場である支援の活性化にもつながっている。

【 相談支援事業 】

1. 相談受付件数

指定計画相談支援が平成 26 年度よりサービス受給者は全員必要となり、兼任職員 4 名体制にて、平成 25 年度までに契約できていなかった日中系利用者を優先に支援計画の作成に努めてきた。また、らふたぁ利用者についても、随時、契約を進めていった結果、平成 26 年末現在、45 名の支援計画作成を担っている。

2. 利用者状況

平成 26 年度において、モンキーばなな利用者は 11 名。サニー・サイト利用者は 16 名。グループホーム入居者は 4 名。らふたぁ利用者は 6 名。その他は、8 名の状況。

3. 職 員

相談支援専門員【5 日課程修了者】：4 名（兼任常勤職員：3 名・兼任非常勤職員：1 名）
その他、資格保持で未従事者は 2 名の状況。（他事業従事のため、兼任できず）

4. 地域啓発活動

①奇数月の第 3 火曜日、中区役所にて、中区内指定相談支援事業所連絡会に参加。（年間 6 回）
参加可能状況に合わせて、随時、参加。

5. 今後の課題

堺市内においては、まだまだ、支援計画を作成していく、相談支援員の数が足りていない状況。当法人においても、社会福祉法人としての理念事業と位置づけるならば、専従の相談支援員を配置し、積極的にケースを引き受けていかねばならないのではないのかと課題となっている状況。ただし、高度の専門知識と相談支援員のネットワークを要するため、人材育成も急務となっている。